社会福祉制度の概要

【 】内は措置権

平成29年4月1日現在

種別・根拠法	概	要	措置権等	摘	要
老人(施設) 【市町村】 老人福祉法 § 11	養護老人のは、 (社会福祉者人が (社会福護者人が を持別は、 日12か 移行。 ただし、やむにより ただし、制 ただ保険は、 は、 も変には、 は、 もずにし、 をがいては、 は、 もずにし、 は、 は、 もがにし、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	又は入所を委託 置)する。 一ムへの入所につ ら介護保険制度に ない事由により介 入所が困難である	S38: 老人福 祉法制権: 県 ・市所 H 5: 市町移 ・ 計置権 ・ 計置権 ・ 計 ・ 措置 標 ・ 計 ・ 計 ・ 計 ・ 計 ・ 計 ・ 計 ・ 計 ・ 計 ・ 計 ・ 計	(費用負担) 措置権 市 市 10/ 町村	
児童(助産の実施) 【市町村】 児童福祉法 § 22	妊産婦が保健上必 かわらず、経済的 院助産を受けるこ 合において、その 込があった時は、 て、助産施設にお	理由により、入 とができない場 妊産婦からの申 その妊産婦に対し	S22: 市町村 措置権 S26: 県及び 市措置権(福 祉事務所を管 理する地方公 共団体) S62: 機関委	(費用負担) 実施 国 主体 市町村 1/2	県 市 町村 1/4 1/4
児童(母子保護の実施) 【市町村】 児童福祉法 § 23	保護者が配偶者のれに準ずる事情がて、その者の監護社に欠けるところいて、その保護者にたときは、そのたときは、そのを母子生活支援施	ある女子であっ すべき児童のにお がら申込みがら 保護者及び児童	任事務→団 体事務 H13:措置制 度→契約制度		
児童(保育の実施) 【市町村】 児童福祉法 § 24	市町村長は、保護等の理由により、 乳児、幼児その他 保育を必要とする: 当該児童を保育所 る。	その監護すべき の児童について 場合において、	S22: 市町村 措置権 S62:機関委 任事務→団 体事務 H10: 措置制 度→契約制 度	(費用負担) 保育 国 実施 市町村 1/2 ※民設保育所	県 町村 1/4 1/4
児童(児童福祉施設 入所措置等) 【県】 児童福祉法§27①3	保護者のない児童 護させることが不 童又は家庭裁判所 た児童について、 又は児童福祉施設 ・乳児院等)に入	適当と認める児 から送致のあっ 里親等に委託し (児童養護施設	S22: 県措置 権 S62: 機関委 任事務→団 体事務 H18: 障害児	(費用負担) 措置権 国 県 県 1/2 1/2	
児童(指定医療機関 等委託) 【県】 児童福祉法§27②	指定医療機関等に 入所させて医療型 におけると同様な を委託する措置。	障害児入所施設	施設(指定医 療機関を含 む)につ月から は10月から 契約制度導入 H21:自立生		
児童(児童の一時保護) 【県】 児童福祉法§33	児童を家庭で養育 な場合等で、保護 を、児童相談所に し又は児童福祉施 託する。	が必要な児童 おいて一時保護	活援助事業の 実施対象者が 20歳未満に 拡充		
児童(児童自立生活 援助事業委託) 【県】 児童福祉法§33⑥1	自立を図るための 希望する義務教育 自立援助ホームに の援助及び生活指 援を行なう。	終了児童等を、 委託し日常生活上			